

令和6年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会 議事要旨

1 開催日時

令和6年11月8日（金） 午前10時～

2 場所

鹿児島県庁大会議室

3 出席者

- ・ 委員 22名中16名（オンライン出席1名，代理出席1名を含む）
- ・ 事務局 障害福祉課長，障害者支援室長，精神保健対策監ほか

4 議事録

(1) 開会

15名の委員（定数22名の半数以上）が出席

(2) 会長及び会長職務代理者の選任

(3) 説明事項

- ① 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の概要
- ② 障害者差別解消法改正について
- ③ 鹿児島県障害者差別解消支援協議会について
- ④ 障害者差別に関する相談件数・対応，普及啓発

【事務局】

（①～④の内容について説明）

【委員】

相談件数の推移について，令和元年が突出して多いが，翌年から平年並みに戻っている。どのようなことが原因として考えられるか。

【事務局】

令和元年度が40件の相談があり，他の年度に比べると多くなっているが，特に要因は把握していない。

【委員】

令和元年度は，ちょうどコロナ元年であるが，相談先に行くこともできず，相談が増えたのではないか。

【事務局】

コロナは令和2年1月，元年度終盤に国内で発生したため，令和元年度はコロナ前の期間の方が長い。令和2年度が21件，3年度，4年度も件数が少ないことを考えると，令和元年度だけ突出して多い要因としては考えにくいところ。その他の要因も把握できていない。

【委員】

障害者くらし安心相談員が配置されているが、これが資料1－4ページで説明のあったワンストップ相談窓口の「つなぐ窓口」ということでよろしいか。

【事務局】

「つなぐ窓口」は、内閣府が設置しており、令和5年10月16日から令和7年3月までの試行事業としてスタートした。この窓口で受けた相談について、国の関係省庁の間や関係自治体に相談を繋いだり、調整していく役割を果たしている。

障害者くらし安心相談員は、県の条例に基づいて県内3か所に設置しており、県内の障害をお持ちの方、その御家族、支援者などからの相談に対応している。

【委員】

県からワンストップ窓口相談をつないだ例はあるか。

また、資料1－9ページ及び13ページにおいて、教育に関する相談が0となっている。新聞報道でもあったように、特別支援学級の在籍者数がかなり増加している。知的障害者当事者の会では、国連の障害者権利条約の勧告にもあったように、分離教育である特別支援学校、特別支援学級のあり方に関して、非常に高い関心及び不安あるいは困り感を持っている。にもかかわらず、相談件数が0ということに関して、周知が足りないのか、あるいは合理的配慮を求めるものだという理解がないのか。

当事者の会でも、学校のPTA研修会などに出向いて勉強会をしているが、県はどのような考えか。

【事務局】

1点目の「つなぐ窓口」に県から相談などをつないだものがあるかという点については、つなぐ窓口は、他の省庁関係や他県の相談内容として調整を依頼した事例はない。

2点目の教育関係の相談が0件となっている点について、この資料に計上している相談件数は、障害者くらし安心相談員あるいは（県障害福祉課の）職員が相談を受けたものについて掲載している。資料1－2ページに相談対応体制について示している。障害者くらし安心相談員のほかに、市町村、障害者団体、専門機関、国の機関などそれぞれで相談を受けている。このような機関で解決できないようなことがあれば、県（障害者くらし安心相談窓口）に相談いただくことになっている。

【委員】

1点目は、普及啓発について。リーフレットやポスターを配布しているが、どのような効果があるか、検証しているか。

2点目は、鹿児島県は南北に長く、離島もあるが、障害者くらし安心相談員の

配置が3名で足りているか。以前に議論があったかもしれないが、改めて確認させていただきたい。

【事務局】

1点目の普及啓発の検証については、調査等による検証は特に行っていないが、障害者くらし安心相談員が各事業所を訪問した際、条例の認知度や障害者への合理的配慮の提供義務が今年4月から義務化されたことの認知状況などを確認している。

2点目について、障害者くらし安心相談員は、県庁に1名、大隅に1名、大島に1名の合計3名を配置しており、基本的には電話相談を受けている。離島など、相談員が配置されていないところからの相談には、市町村に状況を話して、相談に対応し、必要があれば関係機関につなぐ形で、現在は対応している。

【委員】

市町村が対応しているということだが、先日自分が担当し、ある障害者相談機関に相談した件では、対応した職員の理解不足、認識不足の部分があったため、相談しても意味がなかった。その辺りも含め、市町村に対応してもらうのであれば、レベルアップを考えていただきたい。

【議長】

相談先は、自治体から委託をうけて業務として相談を受けている相談員という理解で良いか。

【事務局】

障害者くらし安心相談窓口に相談される方の中には、市町村等に相談した後に、相談をされる方もいる。委員のおっしゃるように、(市町村職員も含めた相談対応職員の)普及啓発や研修などによるレベルアップを図る必要があることも念頭に置いて取り組んでいきたい。

(4) 協議事項

障害者差別の解消に向けた取組について

【事務局】

事務局説明

【委員】

特別支援教育課においては、障害者差別解消法の周知に係る学校訪問を平成29年度から実施しており、今年度は小学校8校、中学校5校、高等学校4校の計17校への訪問を予定している。

また、市町村教育委員会や学校に対し、障害者差別解消法に示されている障害を理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供の義務の周知を行うと

もに、交流及び共同学習の積極的な推進を取り組むことで、インクルーシブ教育システムの構築に向けて取り組んでいる。

具体的には、学校間での交流、対象児童生徒の居住地での学校の交流、地域の方々との交流などを各特別支援学校、小中学校においても実施しているところ。

先ほど委員からも御指摘いただいたが、特別支援学級の児童生徒数が増加しており、御要望、御意見等に対して、学齢期の場合は市町村の教育委員会で丁寧に対応するよう指導している。

【委員】

身体障害者福祉協会において、広報誌やホームページにより、県内の身体障害者及び一般県民に対し、協会の活動状況や障害者福祉に関する各種情報を提供している。特に、県障害者視聴覚情報センター、障害者の方々等中心にした色々なスポーツ面での活動の拠点等になっている県障害者自立交流センターの施設を指定管理として委託を受けている。

広報紙については、年に2回、通常版1500部、点字版43部、音声版13部を発行し、情報の提供を行っている。

障害者社会参加推進協議会を開催し、関係する団体の方々から御意見を伺い、御要望等があれば必要なところへ繋いでいる。

本年度も障害者週間の期間中に「あったか交流フェスタ」をハートピアかごしまで開催予定である。障害者が制作した作品展示、障害者スポーツ体験教室を行い、障害者と県民との交流を図る。

障害者及び障害者に関する理解を深めるために、協会職員が小中学校や関係機関に出向き、障害者及び障害者スポーツ等に関する授業を行っている。令和5年度は、県内学校3回、県内機関3回の計6回実施した。

また、資料に記載はないが、昨年障害者スポーツ大会においては、障害者スポーツ協会と一緒に障害者の全国障害者スポーツ大会への参加の取扱いを中心になって進めた。

【委員】

かごしま障害フォーラムでは、同団体の構成団体にパンフレットなどを配布し、不定期でシンポジウムなどを開催している。今月30日にカクイクス交流センターにおいて、「どう活かす、合理的配慮の義務化」というタイトルでシンポジウムを開催する。

【委員】

鹿児島県聴覚障害者協会では、手話講座や出前講座を開催している。

手話の出前講座は年7回開催し、県内各地に出向いているところ。手話講座は、要望をいただいた団体を中心に開催している。

9月23日が手話言語国際デーになっているので、鹿児島中央駅でパンフレッ

ト等を配布した普及活動やブルーライトアップ運動を行っている。

この際、要望であるが、毎年リーフレット等を配布して普及活動を行っているが、実際にそれをもらっても手話の普及に繋がっているのか疑問がある。来年度以降は、手話コーナーや手話を体験するブースを設けていただいたらありがたい。

【事務局】

委員からの、毎年9月23日に行っている国際手話デーでの啓発についての要望である。私も参加しているが、パンフレット等を受け取った方々が、足を止めて、ろう者の方や手話に携わっている方々の身振りを真剣に見つめてくださる若者がたくさんいらっしゃるのを実感している。

手話コーナーや体験ブースを設けてほしいという要望については、鹿児島県聴覚障害者協会や関係機関とも連携し、実現できるよう検討してまいりたい。

【委員】

鹿児島県手をつなぐ育成会では、差別解消のみならず、当事者ご本人、家族の権利擁護の視点に立ち、本人に寄り添った、本人が望む生活、人生を送るためにどのような支援ができるかということ、本人及び家族を中心とし、支援者とともに長らく歩んでいる。

9月が知的障害者福祉月間であり、街頭でリーフレットを配布し、山形屋で32回目の作品展示即売会を行って、広く県民の皆様にご理解をお願いしている。

また、教育相談等の相談支援活動もしているが、PTAや各地方支部の研修会等にも力を入れており、当事者の困り事に寄り添って、必要に応じて色々な関係機関と連携を図って活動をしている。

また、知的障害当事者は、差別という言葉が馴染まないと常々感じている。人に迷惑をかけてきた各自の人生、歴史、家族の歴史がある。泣いて騒いでパニックを起こしてということが日々あるので、それを認めてくださいと言いたいところ、それを差別と言ってもいいのかどうかというところで、当事者は混乱し、戸惑っている。

「差別解消」や「合理的配慮」という言葉が、もう少しかみ砕いた言い方がないのかと模索している。

【委員】

難病支援ネットワークは、21団体加盟しているが、コロナの前のように全体での活動が回復できていない。

機関誌を年2回発行している。昨年度も引き続き、百貨店前の広場において、かごしま難病支援ネットワークや患者会等のリーフレットを入れたエコバッグを配布し、啓発活動を行っている。

また、事務局で相談員による電話相談を実施しているほか、各施設のバリアフ

リーのチェックを行っている。

【委員】

患者会と連絡を取りながら、差別解消に向けた講義等の啓発活動を行っている。各会員病院は、デイケアや就労支援を通じて、精神障害者の社会復帰、自己実現の場の確保について、工夫を凝らしながら進めている。

精神科病院は、歴史的に入院偏重と言われている。病床数が多すぎる、入院患者が多すぎるなど。ここ10年ほどは、入院の患者を社会に出して、地域移行していく動きが続いている。会員病院でも精神科患者が地域で過ごせるように、退院できる人は退院していただく努力をしている。

しかし、差別と言っていいのか、先ほどの議論にも近いが、まず大きな障壁になるのが家族である。家に返してもらったら困るという家族が非常に多い。

啓発活動は大事なことで、精神科の患者さんが地域へ戻ろうということも大事だが、根本的に精神科患者に対する不安や恐怖感を持っている。

地域移行となるとグループホームを作って退院させようとしても、精神科患者のグループホームを作ることに地域からなかなか理解が得られないケースが多々あり、私達は日々戦っている。患者の家族からこういう状況だから、理解していただくように、病院でも地域で生活できることを案内していく作業を日々やっている。ただ、道のりは長く、非常に険しいという実感はある。

【委員】

鹿児島県社会福祉士会では、県障害福祉課の委託を受けて、障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、虐待への対応を通して、障害の特性や対応を理解してもらえるよう、取り組んでいる。今年度については、検討している段階。昨年度は福祉事業所等の職員500名程の参加があった。

次に、権利擁護などをテーマとする各種研修等への講師派遣依頼に対応し、会員を講師として派遣し、障害のあることにより生じる生活上の困難はどのようなことか、障害の特性や対応の在り方などについて理解していただけるような活動に取り組んでいる。行政などからの依頼で、福祉事業所へ啓発に行く。

また、成年後見に取り組んでおり、個々の後見人等が関係者に対して、後見等の必要な障害のある方への日常生活上の支援などについて、理解を深められるように支援することで、差別解消に繋がるよう取り組んでいる。

そのほか、会員が各職場や地域などで障害のある方の生活や困りごとなどについて、理解を含め、差別の解消につながるよう取り組んでいる。

このほか、事務局に障害のある方から電話相談があり、社会福祉士を中心とした事務局職員が電話対応等もしている。

【委員代理】

鹿児島労働局においては、「合理的配慮の提供は義務です」というリーフレッ

トを用いて雇用分野における障害者差別の禁止，合理的配慮の提供義務，相談体制の整備，苦情処理，紛争解決の援助という3本柱で周知展開している。

色々な相談を受ける。福岡県福岡市では，誰もが役割を持って，活躍できる街を目指し，重度障害や難病など外出困難な人たちが，自宅で分身ロボット「OriHime」を遠隔操作し，接客などの業務に従事する実証事業が行われている。自宅からパソコンやタブレット端末を使い，分身ロボットを操作して，顧客，お客様，相手とコミュニケーションを図れる仕組みとなっている。このような接客などの場面を鹿児島でもできれば良いというような御意見をいただいている。在宅ワークにも繋がるかと思う。

また，鹿児島労働局では来年1月から2月にかけて，特別支援学校の生徒の職場実習のための面接会を鹿児島市，薩摩川内市，霧島市の3会場で実施する。労働局ホームページで周知する。

(5) 報告事項

障害者差別解消に係る紛争の防止等のための体制についての調査報告

【事務局】

事務局説明

質疑なし

【議長】

本日の議事等をこれで終了します。